

基礎情報隊の組織及び運用等に関する訓令

陸上自衛隊訓令第46号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、中央資料隊等の組織及び運用等に関する訓令を次のように定める。

昭和34年11月6日

防衛庁長官 赤城 宗徳

基礎情報隊の組織及び運用等に関する訓令

改正 昭和35年7月20日隊訓第26号	昭和46年7月23日隊訓第10号
昭和48年4月16日隊訓第20号	昭和53年1月13日庁訓第1号
昭和56年9月22日隊訓第45号	昭和59年4月11日隊訓第9号
昭和61年4月5日隊訓第14号	平成9年1月17日庁訓第1号
平成14年3月26日庁訓第36号	平成19年1月5日庁訓第1号
平成19年3月27日省訓第10号	

（趣旨）

第1条 この訓令は、基礎情報隊の組織及び運用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条 基礎情報隊は、情報に関する専門技術及び外国語の知識をもって、情報業務を行うことを任務とする。

（基礎情報隊長）

第3条 基礎情報隊の長は、基礎情報隊長とし、1等陸佐をもって充てる。

2 基礎情報隊長は、中央情報隊長の指揮監督を受け、基礎情報隊の隊務を統括する。

3 基礎情報隊本部の事務は、基礎情報隊長が掌理するものとする。

（副隊長）

第4条 基礎情報隊に、副隊長1人を置く。

2 副隊長は、基礎情報隊の隊務につき、基礎情報隊長を助け、基礎情報隊長に事故があるとき、又は基礎情報隊長が欠けたときはその職務を行う。

3 副隊長は、基礎情報隊長の命を受け、基礎情報隊本部の部内の事務を整理する。

（内部組織）

第5条 基礎情報隊に、隊本部、第1科、第2科、第3科、第4科、第5科及び技術科を置く。

（隊本部）

第6条 隊本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

（1）公印の保管に関すること。

- (2) 公文書の接受、発送、編集及び保管に関する事。
- (3) 人事に関する事。
- (4) 記録及び統計に関する事。
- (5) 福利厚生及び健康管理に関する事。
- (6) 秘密の保全に関する事。
- (7) 物品の管理及び整備に関する事。
- (8) 施設の維持及び管理に関する事。
- (9) 給与に関する事。
- (10) 車両の運用に関する事。
- (11) 教育訓練に関する事。
- (12) 組織、定員及び定数に関する事。
- (13) 業務の能率的運営及び業務改善に関する事。
- (14) 情報資料整理要領の技術的事項の統制に関する事。
- (15) 情報資料等の編集に関する事。
- (16) 印刷に関する事。
- (17) 2以上の科の所掌事務に関連する情報資料の総合的な収集整理に関する事。
- (18) 外国文書等の翻訳及び通訳に関する事。
- (19) 前各号に掲げるもののほか、他の科の所掌に属しない事項に関する事。

(第1科)

第7条 第1科は、アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアに関する情報資料の収集整理に関する事務をつかさどる。

(第2科)

第8条 第2科は、中国に関する情報資料の収集整理に関する事務をつかさどる。

(第3科)

第9条 第3科は、朝鮮半島に関する情報資料の収集整理に関する事務をつかさどる。

(第4科)

第10条 第4科においては、国内に関する情報資料の収集整理に関する事務をつかさどる。

(第5科)

第11条 第5科は、国外に関する情報資料の収集整理に関する事務（第1科、第2科及び第3科の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(技術科)

第12条 技術科においては、科学技術情報資料の収集整理に関する事務をつかさどる。

(科長)

第13条 科に科長を置く。

2 科長は、基礎情報隊長の命を受け、科務を掌理する。

(委任規定)

第14条 この訓令に定めるもののほか、基礎情報隊の組織及び運用等に関し必要な事項は、陸上幕僚長が定める。

附 則

この訓令は、昭和35年1月14日から施行する。

附 則 (昭和35年7月20日陸上自衛隊訓令第26号)

この訓令は、昭和35年8月12日から施行する。

附 則 (昭和46年7月23日陸上自衛隊訓令第10号)

この訓令は、昭和46年7月24日から施行する。

附 則 (昭和48年4月16日陸上自衛隊訓令第20号)

この訓令は、昭和48年4月16日から施行する。

附 則 (昭和53年1月13日防衛庁訓令第18号)

この訓令は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則 (昭和56年9月22日陸上自衛隊訓令第45号)

この訓令は、昭和56年10月1日から施行する。

附 則 (昭和59年4月11日陸上自衛隊訓令第9号)

この訓令は、昭和59年4月11日から施行する。

附 則 (昭和61年4月5日陸上自衛隊訓令第14号)

この訓令は、昭和61年4月5日から施行する。

附 則 (平成9年1月17日防衛庁訓令第1号)

この訓令は、平成9年1月20日から施行する。

附 則 (平成14年3月26日防衛庁訓令第36号)

この訓令は、平成14年3月27日から施行する。

附 則 (平成19年1月5日防衛庁訓令第1号)

この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則 (平成19年3月27日防衛省訓令第10号)

この訓令は、平成19年3月28日から施行する。